

13 地域医療介護総合確保基金の活用

(「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」平成26年6月改正法成立)

(1) 目的

第1条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに**地域包括ケアシステムを構築**することを通じ、**地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する**措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて**国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資する**ことを目的とする。

第2条 (地域包括ケアシステムの定義) ~略~

(2) 計画;都道府県、市町村は計画を策定。

- ① 医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間
- ② 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ロ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ハ 公的介護施設等の整備に関する事業
- ニ 医療従事者の確保に関する事業**
- ホ 介護従事者の確保に関する事業
- ヘ その他厚生労働省令で定める事業

33

(3) 計画を実現するための「**地域医療介護総合確保基金**」

- ・ 計画の実施を推進するため、都道府県に基金を設置
- ・ 国はその2/3を負担するものとし、財源は消費税を充当

(億円)

	区分	国費	地方費	合計
平成27 年度予算	医療分	602	301	904
	介護分	483	241	724
	合計	1,085	542	1,628

(4) 基金事業の例

- ① 厚労省への照会
 - ・ 気管切開や人口呼吸器を付けたままの子供が退院し、在宅で生活する例が増えてきているが、そのような医療ニーズの高い利用者を支援するため、看護・介護職員の研修を実施したいが、基金事業の対象になるか？
- ② 厚労省からの回答
 - ・ 厚生労働省が参考としてポジティブリストを例示している。下記の例を参考にされたい。(基金の対象事業となり得る。)
 - ・ ただし、都道府県が認めればという前提である。

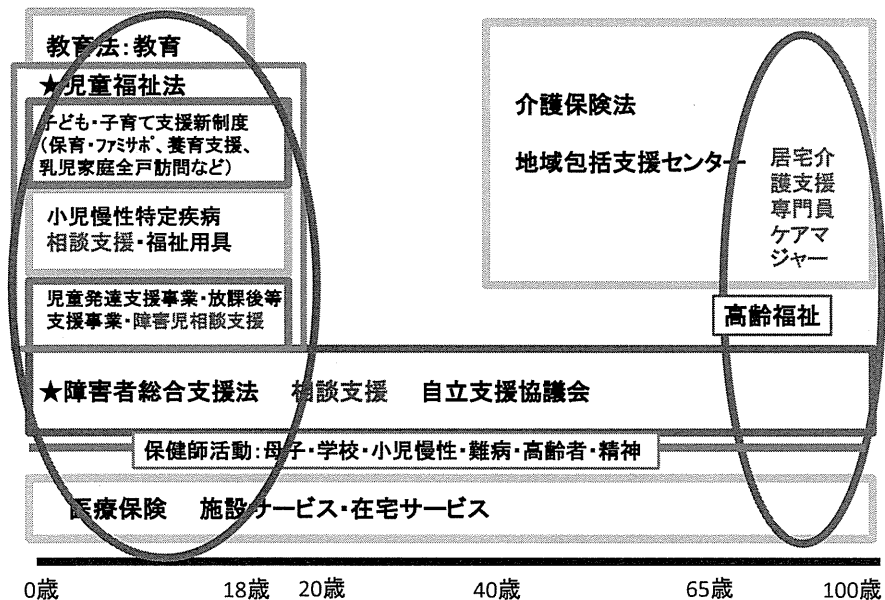
2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業 (1)在宅医療を支える体制整備 等	
事業の例	事業の概要
在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。 また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。

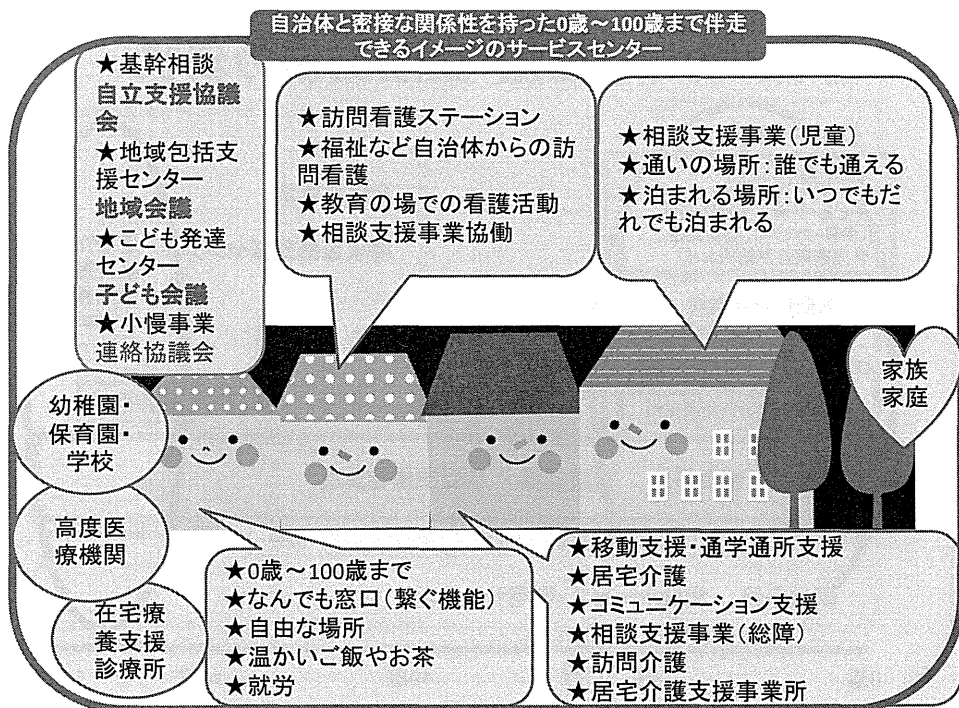
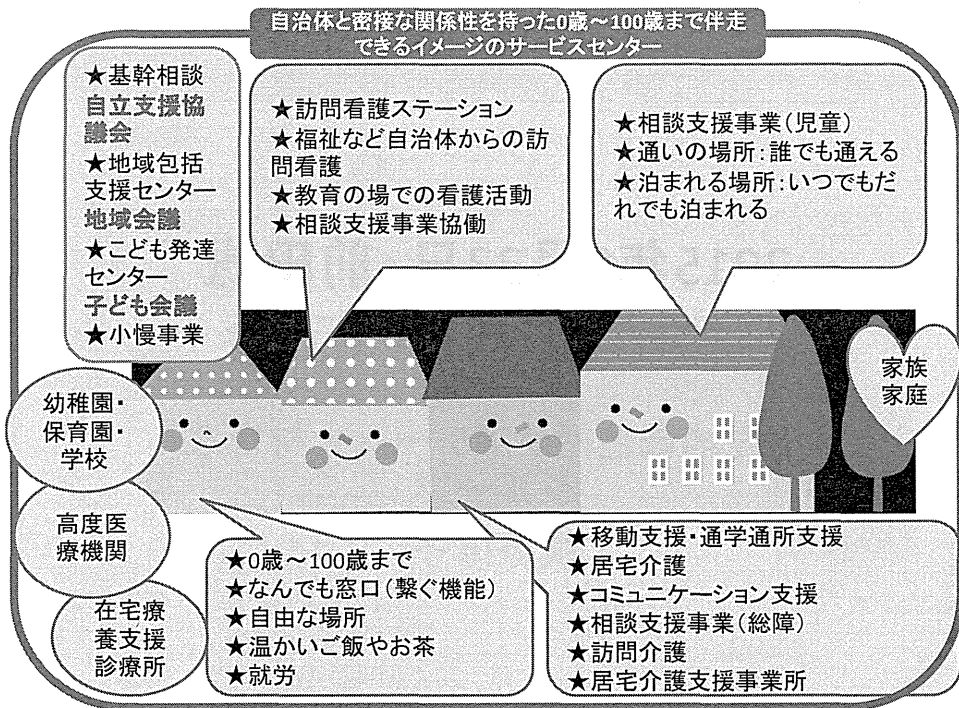
34

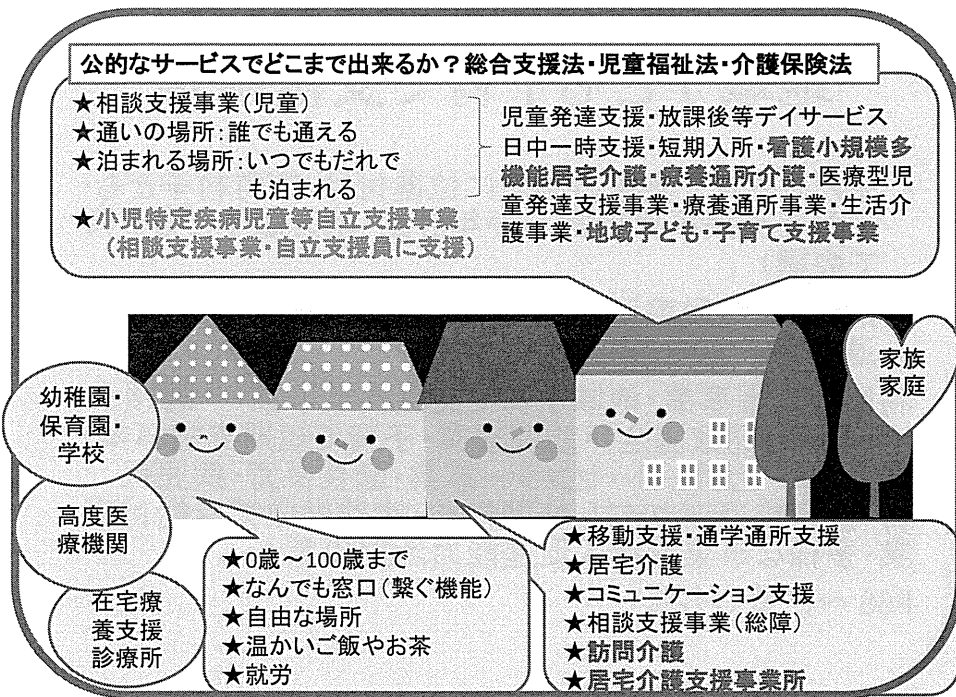
2015年8月23日・前田班 サービスの作り方

小児地域包括ケアチーム人材育成
グループ
梶原厚子

地域における医療・生活支援の現状







子ども子育て支援新制度

★認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

- ・施設型給付:認定こども園・幼稚園・保育園
- ・地域型保育給付:小規模保育・家庭的保育・
居宅訪問型保育・事業所内保育

訪問診療と訪問看護・・・居宅とみなしてもらえる
のかな？

★地域子ども子育て支援事業

地域子ども子育て支援事業

- 子ども子育て支援新制度に位置付け:市町村子ども子育て支援事業計画(5か年計画・地方版子ども子育て会議)
- 財源:消費税率引き上げにより恒久的財源確保(国都道府県市町村1/3)

利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・乳児家庭全戸訪問事業・子育て短期支援事業・ファミリー・サポート・センター事業・延長保育・病児保育・放課後児童クラブ・妊婦健診・実費徴収補足給付事業・多様な事業者参入促進能力活用事業

P68 ～ご覧ください

小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業

★必須事業

相談支援事業

療育相談・巡回相談・ピアカウンセリング・育成相談・学校企業などの対応

自立支援員による支援

利用計画の作成フォローアップ

関係機関との連絡調整

慢性疾病児地域支援協議会への参加

看護小規模多機能居宅介護

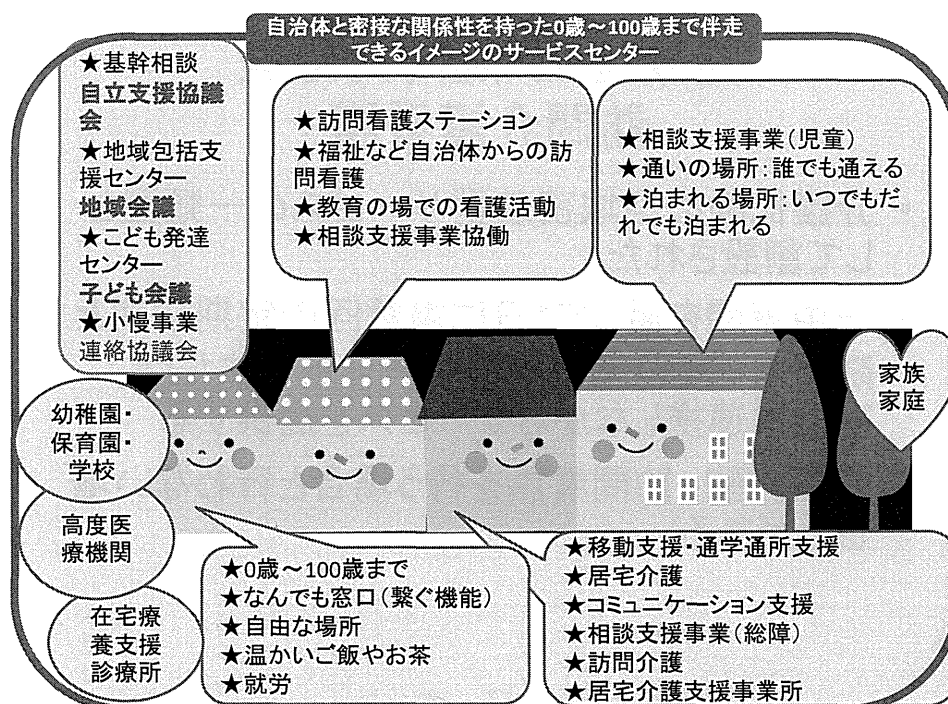
- 登録は29名以下、通い概ね15名以下、宿泊概ね9名以下
- 定額報酬で、通う、泊まる、訪問
- 訪問看護は自宅にいるときに使う
- 状態により、医療保険の訪問看護が適応になれば宿泊時は宿泊先(多機能ホーム)に訪問が可能
- ケアマネージャーは事業所内で行う

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

- 介護保険の地域密着型サービスの一類型として創設された
- 日中夜間を通して1日に複数回の定期訪問と随時対応を介護と看護が一体的にまたは、密接に連携しながらサービスを提供する
- 定額報酬、訪問看護を行う場合と行わない場合とがある

療養型通所介護

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方を対象とします
- ケアマネジャーのプランにより利用する
- 利用者1.5人に介護又は看護者1人以上
- 定員9人、1人当たり6.4㎡以上の広さ
- 報酬は3～6時間(1007単位)6～8時間(1511単位)
- 指定基準を満たせば、児童発達支援事業・多機能型事業(児童発達支援と生活介護事業)・障害者相談支援事業の指定が取れます



訪問看護・リハビリ

- ・ 訪問看護ステーション
看護師2.5人以上いること
例えば:在宅レスパイト(世田谷区・大田区)
自費の看護(学校など)
- ・ 診療所など医療機関
リハビリ(8000円～9000円)
看護(訪問看護管理療養費がない: -2950円)

